注　意　事　項

１　事務上の注意事項

　（１）　確認規定は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以

下、法とする）施行規則第２９条に規定する事項が記載されたものであ

ることを審査するものです。

　（２）　図書等、様式内に納まらない場合は、Ａ４サイズの別の用紙に記載

してください。

 （３）　記入は黒色又は青色のインク（ボールペン可）を使用し、楷書では

っきりと記入してください。

　（４）　２部提出してください（１部は、原本のコピーでも可）。

２　記入上の注意事項

　（１）　□の欄は、該当するものすべて、□を塗りつぶしてください。

　　　　　（訂正する場合は誤りの箇所を×印を付け、訂正印を押印する。）

　　　　　例

　　　　　　　　　印　　■

　（２）　点線の下線部（　　　　）及び点線の四角部分（　　　　）には、

内容がわかるように簡潔にまとめて記入してください。

　（３）　法第２条第５ロに該当する食鳥とたいの内臓を摘出する処理場（食

鳥をとさつし、及びその羽毛を除去しない場合）にあっては、１の（５）

及び（６）は記入する必要はありません。

別添

　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、確認規定を次のとおりと定める。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　食鳥処理業者名

　　　　　　　　　確　　認　　規　　定

１　確認の方法及び手順

　（１）食鳥の処理形態及び食鳥処理の羽数

　　　　□　食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去する（法第2条第5号イ）。

　　　　　　年間　　　　　　　　　　羽　　（1日平均　　　　　　　　羽）

* 食鳥とたいの内臓を摘出する（法第2条第5号ロ）。

年間　　　　　　　　　　羽　　（1日平均　　　　　　　　羽）

（２）食鳥処理時間

　　　　□ 日曜日　（午前・後　　　　時　　分～午前・後　　　　時　　分）

　　　　□ 月曜日　（午前・後　　　　時　　分～午前・後　　　　時　　分）

　　　　□ 火曜日　（午前・後　　　　時　　分～午前・後　　　　時　　分）

　　　　□ 水曜日　（午前・後　　　　時　　分～午前・後　　　　時　　分）

　　　　□ 木曜日　（午前・後　　　　時　　分～午前・後　　　　時　　分）

　　　　□ 金曜日　（午前・後　　　　時　　分～午前・後　　　　時　　分）

　　　　□ 土曜日　（午前・後　　　　時　　分～午前・後　　　　時　　分）

　（３）定休日及び定休日以外の休日等（具体的に記載のこと）

定休日：

定休日以外の休日：

（盆・年末年始等）

　（４）食鳥処理場生管理者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　氏　　名 | 　　業　　務 | 　氏　　名 | 　　業　　務 |
| 　 |  |  |  |

　（５）生体の状況の確認（食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去する場合のみ記載のこと）

　　　ア　生体の確認場所は、　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

　　　イ　生体輸送用容器１個当たりの生体の羽数は　　　　　羽以下とする。

　　　ウ　確認に当たる食鳥処理衛生管理者は　　　名で、食鳥処理衛生管理

　　　　者1人当たりの確認羽数は　　　　羽／分以下とする。

* 生体輸送用容器毎に
* １羽毎に

　　　エ　生体の確認は、　　　　　　　　　　　　　　　　視覚及び触覚に

　　　　よって食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（以

　　　　下「施行規則」という。）別表第８に掲げられた確認事項ごとに、同表

　　　　の基準に適合しているか否か確認する。

　　　　　確認の基準（別表第８）は次のような異常が認められないこととす

る。

　　　　□　瀕死の状態を呈するもの

　　　　□　動作緩慢又は衰弱の外観を呈するもの

　　　　□　痩せているもの

　　　　□　眼又は鼻孔からの多量の排出物を有するもの

　　　　□　肛門周囲の羽毛に多量の排泄物が付着しているもの

　　　オ　異常又はその疑いのある食鳥を確認した場合の措置は、次により行

うこととする。

* 食鳥処分用容器に当該食鳥を廃棄する
* 当該食鳥が入っていた輸送用容器の他の食鳥について、１羽毎

確認する

* 当該食鳥が入っていた輸送用容器の他の食鳥についても、全て

食鳥処分用容器に廃棄する。

* その他 〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　（６）食鳥とたいの体表の状況の確認（食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去する場合のみ記載のこと）

　　　ア　食鳥とたいの確認場所は、　　　　　　　　　　　　　　　とする。

　　　イ　確認に当たる食鳥処理衛生管理者は　　　名で、食鳥処理衛生管理

　　　　者1人当たりの確認羽数は　　　　羽／分以下とする。

　　　　　　　　　　　　　　　□　脱羽機から出てきた際に

　　　　　　　　　　　　　　　□　中抜き後の内臓摘出後の確認を行う際に

　　　ウ　食鳥とたいの確認は　□　分割細切を行う際に

　　　　　　　　　　　　　　　□　その他〔　　　　　　　　　　　　　　〕

　　　　1羽ごとに、視覚、触覚及び臭覚を用いて、施行規則別表第５の一に掲

げられた確認項目ごとに、同表の基準に適合するか否か確認する。

　確認の基準（別表第７）は次のような異常が認められないこととす

る。

①　食鳥とたい

* 皮膚又は筋肉が著しく暗色化しているもの
* 皮膚又は筋肉が著しく蒼白なもの
* 脱水症状を呈するもの
* 腫瘍を有するもの
* 著しく痩せているもの
* 異常な腹部膨満を呈するもの
* 皮膚に多数のか皮、創傷、腫瘍又は炎症を有するもの
* 翼及び脚の骨が著しく腫大しているもの
* 著しい異常臭又は全体に異常臭を有するもの

　　　②　食鳥とたいの一部

* 皮膚の一部が青色、赤色又は緑青色を呈するもの
* 皮膚又は筋肉の一部が水分過多を呈するもの
* 皮膚の一部にか皮、創傷、腫瘍又は炎症を有するもの
* 骨又は関節が腫大しているもの
* 異常臭を有するもの

　　　エ　異常又はその疑いのある食鳥とたいを確認した場合の措置は、次に

より行うこととする。

* 別表第７の一のイに掲げる異常又はその疑いを確認した食鳥とた

いは、廃棄用容器に廃棄する。

* 当該食鳥が入っていた輸送用容器の他の食鳥についてもすべて廃

棄用容器に廃棄する。

* 別表第７の一のロに掲げる異常又はその疑いを食鳥とたいの一部

　に確認した場合、当該部分を廃棄用容器に廃棄する。

* その他 〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

（７）食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認

（食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去する場合のみ記載のこと）

 ア　食鳥中抜きとたいに係る内臓及びその体壁の内側面の確認場所は、

　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

　　 イ　確認に当たる食鳥処理衛生管理者は　　　名で、食鳥処理衛生管理

　　　 者1人当たりの確認羽数は　　　　羽／分以下とする。

　　 ウ　食鳥中抜きとたいに係る内臓及びその体壁の内側面の確認は、

* 中抜き後の内臓摘出後の確認を行う際
* 分割細切を行う際　　　　　　　　　　　　　　　　１羽ごとに、

□　その他〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　　　 　視覚、触覚及び臭覚を用いて、施行規則別表第７の二及び三に掲げられ

た確認項目ごとに、同表の基準に適合するか否か確認する。

　　　確認の基準（別表第７）は、次のような異常が認められないこととする。

　①　食鳥中抜きとたい

* 体腔又は気嚢内に、膿汁の蓄積した半固形若しくは固形の黄色チーズ様物、腹水、多量の血液又は異常臭を有するもの
* 腫瘍を有するもの
* 体壁内側面又は内臓しょう膜面に炎症を有し、又は肥厚している

もの

* 体壁内側面及び内臓又は内臓相互が過度に癒着しているもの

　　　②　内臓

　　　　Ⅰ　肝臓

* ゼラチン状又はチーズ状の浸出物で覆われているもの
* 表面が不規則な凹凸を呈するもの
* 表面が網目模様を呈するもの
* 緑色、青色、桃色等正常と異なる色彩を呈するもの
* 著しく腫大しているもの
* 著しく脆くなっているもの
* 硬化しているもの
* 血腫又は多数の出血斑を有するもの
* 白色又は黄色の病巣を有するもの

Ⅱ　脾臓

* 肥厚した被膜を有するもの
* 白色又は黄色の病巣を有するか又は著しく腫大しているもの
* 脆くなっているもの
* 著しく萎縮しているもの

Ⅲ　心臓

* 心嚢の著しく肥厚しているもの
* 心臓と心嚢が癒着しているもの
* 心嚢水中に線維素又はチーズ様物を有するもの
* 心嚢水が著しく増大しているもの
* 心臓が著しく肥大又は拡張しているもの
* 脂肪組織に点状出血を呈するもの
* 白色ないし黄色の病巣を有するもの

Ⅳ　腎臓

* 著しく腫大しているもの
* 大きな又は多数の嚢腫を有するもの
* 白色の病巣を有するもの
* 白色微細な沈殿物が密集しているもの

Ⅴ　その他の臓器

* 異常が認められるもの

　　　エ　異常又はその疑いのある食鳥とたいを確認した場合の措置は、次に

より行うこととする。

* 廃棄用容器に当該内臓又は食鳥中抜きとたいを廃棄する。
* 別表第７の二に掲げる異常又はその疑いを食鳥中抜きとたいに

確認した場合、当該食鳥中抜きとたい及びそれに係る内臓をすべて

廃棄する。

* 別表第７の三に掲げる異常又はその疑いを食鳥中抜きとたいに係

る内臓に確認した場合、その内臓が一つならば当該臓器のみを、二

つ以上ならば内臓すべてを廃棄する。

* その他 〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

２　食鳥処理衛生管理者の関与の方法

　（１）食鳥処理衛生管理者の配置

　　　　（●：食鳥処理衛生管理者、　〇：補助者等の従業員）

（食鳥処理場平面図及び食鳥処理衛生管理者等の配置図）

　（２）関与の方法

　　　　　　　　　　　　　　　　　　□　確認の専任で

　　　ア　食鳥処理衛生管理者は、

　　　　　　　　　　　　 □ 食鳥の処理を行いながら

処理の確認を行う。

　　　イ　食鳥中抜きとたいとその内臓が同一の個体由来であることを確保す

る方法は〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕によって

行う。

３　確認結果の記録及びその保存方法

|  |  |
| --- | --- |
| 記録責任者氏名　（補助者氏名） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 　保存責任者氏名　（補助者氏名） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 　保　存　期　間 | 　　　　　　　　年間 |
| 　記　録　内　容 | □　処理年月日□　処理した食鳥の種類及び羽数□　適合した食鳥の種類及び羽数□　適合しなかった食鳥の種類及び羽数並びに理由□　その他〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |
| 記　録　様　式 | □　別添　No. のとおり |